村上市監查委員公表第2号

令和元年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月7日

村上市監査委員瀬 賀 良瀬 賀 良小 杉 和 也

令和元年度 村上市財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

令和元年9月27日~令和2年2月7日

2 監査実施団体及び期日

平成30年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、 次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を 含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体(補助金等の名称)	書類監査・聴取 実施期日
山北木材加工協同組合、株式会社アセック	
(新規雇用促進奨励金)	11月19日
いわき旅行社他延べ54法人	
(村上市瀬波温泉等宿泊観光バスツアー支援事業助成金)	
医療法人佐藤医院(杏園事業所內託児所)	
(村上市子ども・子育て支援事業等補助金 (未満児保育事業補助金))	
新潟県厚生農業協同組合連合会	11月27日
(村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築事業費	
補助金)	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

平成30年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。 提出資料件数は補助金及び交付金で210件、負担金で27件であった。この中から補助金4件を抽出し、監査を実施した。

監査の内容は、村上市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、所管課職員から業務内容等の説明を受けた。

5 監査の結果

(1) 共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、村上市補助金等交付規則に定められたとおり、概ね適正に事務処理が行われていた。

(2) 個別事項

- ○山北木材加工協同組合、株式会社アセック (新規雇用促進奨励金) 交付申請にあたって、条例や規則を補完した交付申請様式により金額の算定を行っているので、整合性を図るために条例や規則 の見直しが必要であると思われる。
- 〇いわき旅行社他延べ 54 法人(村上市瀬波温泉等宿泊観光バスツアー 支援事業助成金)

交付申請書には申請額を記載する欄がなかった。村上市補助金 等交付規則にある規定とずれが生じているため、交付申請様式の 一部改正を検討いただきたい。